

(一財) 全国社会人サッカー連盟主催大会 取材要項 2012/10/12

○取材については、取材申請用紙を一般財団法人全国社会人サッカー連盟事務局へ提出し許可された場合に取材できる。

1. 有料取材（原則として（一財）全国社会人連盟と契約書を作成する）

(1) テレビ・ラジオ・インターネット番組制作（企画書・放送申請書等の提出が必須）

- ・1回の番組放映で試合映像が3分を超える放送の場合（試合数問わず）、放送権料が発生し別紙放送要項に基づく。（番組制作等）

(2) 写真集制作

- ・企画書（書名（タイトル）、仕様、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用写真の予定点数、使用写真の大きさ、販売規模、発売予定日、販売予定価格）を提出する。
- ・大会で撮影された写真の中で、写っている当該チーム・選手本人（相手チームの選手も含む）の同意を得た上（FAX・メールでの承諾書面）で、許可された写真の使用を認める。
- ・原則として1枚につき1,000円とする。

(3) DVD制作

- ・企画書（書名（タイトル）、仕様（時間）、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用映像の予定時間、販売規模、発売予定日、販売予定価格）を提出する。
- ・放送権料を支払い、映像の2次使用の場合：制作枚数×100円
- ・その他の場合：協議により決定

(4) チーム関係(チームの協賛社を含む)の画像取材：(全国地域サッカーリーグ決勝大会)

- ・(一財) 全国社会人サッカー連盟が承認した場合は**無料**
- ・上記許可された画像取材のチームホームページ掲出は許可する。

(5) その他（一財）全国社会人サッカー連盟が承認し許可する取材

- ・モバイルを含むインターネットの動画配信（J' S ゴール・スポーツナビ等 J F A で許可されている場合）(ラジオ **NIKKI**)、映画製作等

2. 無料取材（報道目的に限る）

(1) テレビ (ENG) ・ラジオ・インターネット中継

1回の放送で報道番組でかつ試合映像・録音が3分以内（試合数問わず）の場合、無料とする。

原則としてTVカメラ2台までとする。

(2) 新聞・雑誌（スポーツ誌、タウン情報誌等）・インターネット（動画を除く）

(3) 取材を許可された場合はスタンドで、試合前後（試合中除く）に観客への取材（インタビュー等）を認める。（本人承諾必須）（観客の観戦を妨害しない位置）

(4) 試合中以外のピッチ上（競技フィールドを除く）での撮影を認める。（セレモニー・ハーフタイムを含む）

3. 取材を許可しない場合（営利目的使用の防止）

(1) 映画製作（許可する場合は、原則として7月全社連常任理事会・10月理事総会で承認された場合に限る。有料となる。）

(2) チーム関係（チームの協賛社を含む）の画像(写真)の取材

（全国社会人サッカー選手権大会・全国クラブチームサッカー選手権大会での取材）

(3) チーム関係(チームの協賛社を含む)の動画取材について

(全国社会人大会、全国クラブチーム大会、全国地域リーグ決勝大会とも)

- ・動画取材：スカウティングの場合を除く動画の取材は許可しない。
- ・チームホームページ掲出について、動画は許可しない。

4. その他

- (1) フリーランスフォトカメラマン取材の場合：大会時までには掲出先が決まってない場合は、後日掲出先が決まり次第、(一財)全国社会人連盟に報告する。
- (2) 取材を許可しなかった場合、スタンドにおいても画像・動画の撮影は認めない。
- (3) スタンドにおいて一般観衆(アマチュア)の撮影は認める。
- (4) 取材する場所については、各会場毎決められた位置で行う。
- (5) 取材注意事項(共通)(各会場毎の注意事項は、会場毎定めるものとする)
 - ①会場到着後、必ず大会本部責任者に名刺を出し(一財)全国社会人サッカー連盟より承認を受けた旨(承諾書を提示)を伝え、AD(ビブス等)の貸与を受ける。
 - ②競技場内では、主管サッカー協会発行のAD(ビブス等)を必ず付帯する。
 - ③プレーの妨げになる場所での撮影は禁止(指定するエリアにおいて取材すること)
 - ④大会関係者の指示に必ず従うこと。
 - ⑤個人情報保護法および肖像権に関する法令を遵守し、目的範囲外での利用はしない。
 - ⑥当該チーム・選手本人の同意を得てかつ予め許可された場合を除き、撮影した写真・映像の販売は行わない。
 - ⑦当該チーム・選手本人の同意を得ないで第三者に提供をしない。
 - ⑧取得した個人情報は取材者が厳正な管理を行う。
 - ⑨AD(ビブス等)は撮影終了後、必ず主管サッカー協会大会本部に返還する。
 - ⑩前項が守られない場合は、それ以降の許可をしない。
個人情報保護法及び肖像権に問題が生じた場合、法的処置を取る場合がある。

以上